



I 2003年度税制改正

財政支出の必要性と財政再建の要請との厳しいジレンマの中で、政府は1月20日召集の通常国会に2003年度予算案及び税制改正案を提出します。予算案の規模は81兆7,900億円（対前年度当初予算比0.7%増）であり、また、税制改正案の規模は、主として企業向けの2兆円の減税と酒税・たばこ税に対する2,000億円の増税です。

この予算案及び税制改正案により、政府は、その経済見通しで2003年度の実質経済成長率を0.6%と予測し、また、税収見積もりでは対前年度当初予算比で10.7%減少し41兆7,900億円と予測しています。その結果、2003年度予算の国債依存度は戦後最高の44.6%となります。このため財務省の予測では、国と地方を合わせた長期債務残高は2003年度末に686兆円に達し、これはGDP（国内総生産）の137.6%に相当し、G7諸国の中で最悪の水準とされています。

2003年度予算案に対する大方のエコノミストの見方では、デフレと需要不足という日本経済がかかえている二つの難題をいかに克服するかについて、明確なメッセージも十分な解答も示されていないというのが一般的です。政府がその解決期限を2004年度末とする銀行の不良債権処理が加速すれば、間違いなく今でも厳しい失業率が増大しデフレ圧力がさらに強まることになり、そうなれば2003年度の1兆8,000億円の先行減税では景気の下支えにも力不足であると、エコノミストは考えているのです。

さて、それでは2003年度税制改正案の概要を見てみましょう。（適用期日は、改正事項によりまちまちです。）

(1) 試験研究費の総額に対する税額控除制度等の創設

- ① 試験研究費の総額に対し最高12%（中小企業は15%）までの額が、法人税額から控除可能になります。但し、当期の税額の20%を限度とします。また、本制度は、現行の増加試験研究費の税額控除制度との選択制です。
- ② IT投資促進税制として、IT関連設備等を取得（'03.1.1～'06.3.31）した場合、取得価額の10%の税額控除又は50%の特別償却が認められます。税額控除については、当期の税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しも認められます。

(2) 株式譲渡益、配当及び株式投信の収益分配金に対する税率の統一等

上記3者に対する基本税率を20%に統一したうえ、5年程度の間は、税率がさらに10%に引き下げられます（適用期日、株式譲渡益：2003年1月1日、配当：2003年4月1日、株式投信の収益分配金：2004年1月1日）。なお、投信の解約・償還損と株式譲渡益との損益通算が認められます。

将来の利子、配当・株式譲渡益等に対する課税の一体化を視野に入れた措置です。

(3) 相続時精算課税制度の創設等（適用期日：2003年1月1日）

本制度では、贈与税額は贈与財産額から非課税枠2,500万円（住宅取得資金の場合は3,500万円）を控除した額に一律20%の税率を乗じて算出します。相続時には、贈与財産と相続財産の合計額に現行方式で計算した相続税額から、納付済みの贈与税額を控除し

て相続税を納付します。適用対象は、贈与者は 65 歳以上の親、受贈者は 20 歳以上の子であり、本制度は現行制度との選択制です。

また、相続税・贈与税とも税率は 10～50% の 6 段階に改正されます。

(4) 中小企業・ベンチャー企業支援税制

- ① 同族会社の留保金課税を 2003 年 4 月 1 日から 3 年間停止 (中小企業者等対象)
- ② 交際費の損金算入の対象法人を資本金 1 億円以下の法人とし不算入割合を 10%へ引き下げ
- ③ 30 万円未満の減価償却資産の取得時全額損金算入 (適用期間 '03.4.1~'06.3.31) (中小企業者等対象)

(5) 不動産関連税

登録免許税及び不動産取得税の税率が 2003 年 4 月 1 日から 3 年間それぞれ 1%及び 3%に軽減されます。

(6) 酒税・たばこ税の増税 (適用期日、酒税: 2003 年 5 月 1 日、たばこ税: 2003 年 7 月 1 日)

発泡酒 1 缶 (350ml) 及びワイン 1 本 (720ml) 当たりそれぞれ 10 円、たばこについては、1 本当たり 1 円 (すなわち、1 箱につき 20 円) 増税されます。

(7) 配偶者特別控除の廃止

今回の改正により配偶者特別控除の制度が全面的に廃止になるのではなく、控除対象配偶者 (合計所得金額が 38 万円以下つまり収入が 103 万円以下の配偶者) が受けていた割り増し部分に相当する部分が廃止になります。 (2004 年 4 月 1 日から)

(8) 消費税の事業者免税点等の引下げ (適用期日: 2004 年 4 月 1 日)

事業者免税点が 3,000 万円から 1,000 万円へ、簡易課税制度の適用上限が 2 億円から 5,000 万円へそれぞれ引き下げられます。

(9) 法人事業税への外形標準課税の導入 (適用期日: 2004 年 4 月 1 日)

資本金 1 億円超の法人を対象に、法人事業税に対する外形基準 (資本金、報酬給与額・純支払利子額などの付加価値額) による課税割合を 1/4 とする外形標準課税制度が導入されます。

II 株式譲渡益に対する課税

株式譲渡益に対する課税については、新しい課税制度が 2003 年 1 月 1 日から施行・適用されています。主な改正点は、次のとおりです。

- ① 証券会社が株式の売却金額の 1.05%を天引きして納付する源泉分離課税方式が廃止され、
- ② 原則 20% (所得税 15%+住民税 5%) の税率での申告分離方式だけとなったため、
- ③ 証券会社が納税手続の一部を代行する特定口座と呼ばれる簡易納税制度が導入され、これを利用する場合には 2003 年末までに特定口座を開設しなければならないことになっています。

なお、先に述べたように、2003 年度税制改正案が国会を通過すれば、2003 年 1 月 1 日から 5 年間、税率は 10% (所得税 7%+住民税 3%) となります。

**㈱オカモトアンドカンパニー国際会計事務所
/ 花登博子税理士事務所**

**〒102-0083 東京都千代田区麹町 4 丁目 3 番地
新麹町ビル**

TEL 03 (5276) 0900 FAX 03 (5276) 0950

<http://okamoto-co.jp>

注意 本ニュースレターの一部あるいは全部について株式会社オカモトアンドカンパニーの承諾を得ずにかなる方法においても無断で複写、複製することは禁じられています。